

## 改正貸金業法完全施行2年経過に関する会長声明

2006年12月に成立した改正貸金業法（以下「改正法」という。）は、2010年6月18日に改正法が完全施行され、その後2年が経過した。

改正法は、消費者金融専門家（サラ金）等による高金利、過剰与信、過酷な取立等によって深刻な社会問題と化していた多重債務問題を解消するために成立した。

当会も、多重債務相談については、土日も実施するなどの相談枠の増加や、相談料の無料化など、多重債務者救済、多重債務問題を解消するための取組を行ってきたところである。

そして、出資法の上限金利引き下げによる「グレーゾーン金利」の事実上の解消や、いわゆる「総量規制の導入」などを内容とする改正法の施行により、多重債務問題はその解消に向けた成果が現れている。

株式会社日本信用情報機構の統計によれば、無担保無保証借入残高が「5件以上」ある人は、2007年3月末時点で約171万人だったものが、2011年3月末時点で約70万人、現在では約45万人と着実に多重債務者が減少してきている。

また、2006年度は約16万件あった個人破産申立件数も2011年は10万件を下回り、多重債務を理由とする自殺者は、警察庁の統計によれば、2007年は年間1973人だったのが2011年は998人と半減している。

他方、無登録貸金業者（ヤミ金融）による被害については、その被害が週刊誌等で取り上げられることはあるものの、その被害の増加、深刻化を示す客観的データは見あたらず、当会の内外からそのような指摘を受けることもない。

ところが、国会議員の一部には、「総量規制のために借りられない人がヤミ金融に手を出して被害が広がっている」とか、「改正法の影響で、中小零細企業が短期の資金繰りに困っている」などの指摘がなされ、中小零細企業の短期小口融資等を念頭に、出資法や利息制限法の上限金利の引き上げや、総量規制の撤廃等を検討している。

しかし、ヤミ金融被害の増大については客観的な裏付けのない議論であり、中小零細企業の資金繰りにについても総量規制とは無関係なはずである。

また、「中小零細企業」の「短期小口」に限ったとしても、上限金利の引き上げを行うことは、資金繰りに苦しむ小規模事業者に対して、さらに高利を負担を上乗せするだけであり、真の解決とは考えがたい。

特に九州は、「小規模零細事業主」への「短期貸付」に特例金利が認められていた「日掛け金融」による超高金利、違法取立等の深刻な被害が蔓延した経験を持ち、現在でも質屋の「特例金利」を利用した金利被害も報告されているので、新たな特例金利については、強く反対するものである。

2012（平成24）年6月26日

佐賀県弁護士会 会長 安 永 宏